

第42号議案

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(島根県暴力団排除条例の一部改正)

第 1 条 島根県暴力団排除条例 (平成22年島根県条例第49号) の一部を次のよう
に改正する。

第12条第 1 項中「中学校」の次に「、義務教育学校 (後期課程に限る。) 」
を加える。

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24
年島根県条例第18号) の一部を次のように改正する。

第53条第 2 項第 5 号、第59条第 9 号及び第103条第 8 号中「中学校」を「中
学校、義務教育学校」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関
する基準等を定める条例の一部改正)

第 3 条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例 (平成24年島根県条例第81号) の一部を次のよう
に改正する。

第52条第 2 項中「小学校」の次に「 (義務教育学校の前期課程を含む。) 」
を加える。

(島根県立武道施設条例の一部改正)

第 4 条 島根県立武道施設条例 (昭和45年島根県条例第10号) の一部を次のよう
に改正する。

別表の 1 の(2)の表中「及び小学校の児童」を「並びに小学校の児童及びこれ
に準ずる者」に改める。

(島根県立体育施設条例の一部改正)

第5条 島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「児童（以下「小学校低学年の児童」を「児童若しくはこれに準ずる者（以下「小学校低学年の児童等」に、「小学校低学年の児童の」を「小学校低学年の児童等の」に、「及び小学校の児童」を「並びに小学校の児童及びこれに準ずる者」に改める。

別表第2の1の表中「及び小学校の児童」を「並びに小学校の児童及びこれに準ずる者」に改める。

（島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正）

第6条 島根県立青少年社会教育施設条例（平成3年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次に掲げる者」を「高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに未就学児」に改め、同項各号を削る。

（島根県立高等技術校条例の一部改正）

第7条 島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「中学校を卒業した者」の次に「、同法による義務教育学校を卒業した者」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。